

市職員の懲戒処分公表について

地方公務員法の規定に違反する行為により、令和6年7月8日付で次のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、その内容について「大船渡市懲戒処分等の公表基準」により公表します。

記

	事案1	事案2	事案3
被処分者の職位等	課長補佐級 50歳代	課長補佐級（当時） 50歳代	①係長級 50歳代 ②課長補佐級 50歳代 ③課長級（当時）50歳代
処分内容	減給10分の1 （3か月）	減給10分の1 （6か月）	①減給10分の1（5か月） ②戒告 ③戒告
処分事由	契約事務の放置と 支払遅延等17件の 不適正事務、上司 への虚偽報告に加 え、勤務中の居眠 りがあったもの。	業務の放置、虚偽 報告等の非違行為 により業務を停滞 させるとともに、 正当な理由なく職 場を離脱したも の。	交付金等の手続き誤りに より、本来受け取れる国 庫交付金等約5,700万円 が交付されないものとな ったもの。